

広報 わしま

人口の動き

	8月末現在
出生3人	死亡8人
転入6人	転出2人
世帯数	1,282世帯(±0)
男	2,798人(-1)
女	2,900人(±0)
計	5,698人(-1)



敬老会

9月15日総合福祉センターにおいて敬老会を開催。
 当日は440名(対象者604名)の方が参加され、村から祝品や祝菓子、また県からは77歳の方に祝菓子、88歳の方には祝菓子と記念品が贈られ、余興に保育所園児のおゆうぎ、桐島地区民謡会・花柳社中の方々から素晴らしい演技を見せていただきました。

- 主な内容
- 2頁～4頁…むらのだいどころ
 - 5頁…農地利用について、読者リレー
 - 6頁～7頁…わしまスポット、村長室の黑板から
 - 8頁…ナイスカップル、温故知新



昭和60年10月1日 第146号
 今回は高畑の山田光男さん(杉山工業和島工場勤務)、順子さん(和島フルボン勤務)夫妻です。(世帯主富嵜さん)昭和五十六年秋に結婚されて現在、一歳七カ月の小百合ちゃんと御両親の五人家族です。
 出合いは?
 五十二年に大河津自動車学校で知り合い、五十六年秋にゴールイン。
 ダンナさんはどんな人?
 酒、タバコも人並みのよう

〈8〉
ナイスカップル
 わたしが選んだ人 選ばれた人
 自動車学校で出合い
 山田光男さん夫妻(高畑)

すけど人がいいですね!!(そんな事ないでしょ)子どもができて少し変わりましたね!!
 奥さんはどんな人?
 力はあるし、良く体の動く人だね!!(米の一俵や二俵ヒョンヒョン)と奥さん。(奥さんの実家は寺泊町の農家とのこと)
 お互いに点数をつけたら?
 奥さんはダンナさんに90点。ダンナさんは奥さんに85点。(私には低いなだね!!男の子を産んだらやるさ。それまでお
 あずけ!そんな事私に言われてもね!!)
 何か一言どうぞ
 冬場、車がすれ違う程の道幅が欲しいですね。それと日用品菓子など買える店が近くに欲しいと奥さん。
 米の一俵や二俵ヒョンヒョンとおつしやるユーモアの奥さん。来年は二人目が誕生するでしょう。

温故知新 庚申信仰に就て

日の浦部落の入口にいつ頃の建立か解らないが立派な庚申塔がある。高さ六五センチの碑に青面金剛と脇仏が刻まれ台石には三匹の猿が刻まれている。庚申信仰は近世の中ほどから明治の初期に全国的に広まっていたが今はその行事は此の地方ではほとんど消滅した。和島村の他の部落は未調査だが中沢方面では曲田の石原と日の浦に今一体、金社に石の祠の中にあるし、高畑部落の人達が寺坂の山の上にあったものを移転して、柿の木へ行く村はずれの道の傍に安置してある。庚申は「かのえさる」で千十二支の組合で六十日に廻ってくる。此は中国の道教の信仰によるものが日本に伝えられて従来信仰と複合して、近世に流行してきた。庚申の日の夜には、人間の体の中に居る、さんしの虫が人間が寝て居ると脱け出して天に登り天帝に其の人の罪悪を報告するので、一晩中起きていなければならないと言う事である。庚申信仰は講を作り講集団で運営され、家順に庚申の日の宿をし経を上げ飲食を共にし一夜

を明かすので、六十年目には供養塔等を建てたりした。塔にはいろいろあり、文字だけのものもあるが写真のように青面金剛を主仏に刻み上に日月、両脇仏、下に三匹の猿を刻んである。猿が登場するのは申の日に関係し又比叡山の日吉神社のお使が猿であることもかも知れない。県下でも庚申講行事を今つづけている所も可成りあると報告されているが、此の地方は大方すたれてしまった様である。只高畑では塔移転のこともあって年一回の行事はつづけて居られるようだ。講そのものはとにかく、先人が永く信仰した遺物塔・碑は大切に保存してゆきたいものである。(他の部落に塔がありましたら御聞かせ下さい。)



高畑

13億「わしまむら」の

(昭和59年度一般会計)

だいどころ

2,856万円の黒字

歳入合計 13億9,826万円
 歳出合計 13億6,970万円
 差し引き………2,856万円

《主な性質別経費の状況》

- 人件費(議員、職員の給料等)…………… 354,175千円
- 公債費(村債の元利償還金)…………… 311,014千円
 うち繰上償還金…………… 141,491千円
- 積立金(基金への元利積立金)…………… 81,582千円
- 普通建設事業費(建設事業に要した経費) 272,996千円
 歳入総額にかかる村民1人当りの額… 242,710円
 村税収入にかかる村民1人当りの額… 56,956円
 歳出総額にかかる村民1人当りの額… 237,709円

歳入総額 1,398,268千円

その他	43,592千円
諸収入	50,096千円
繰入金	82,943千円
繰越金	90,198千円

自主財源

村税	325,275千円
----	-----------

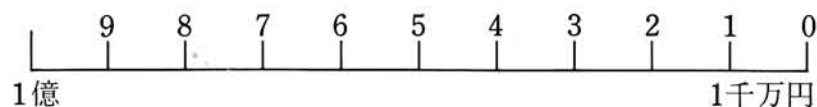
合計 592,104千円 (42.3%)

その他	37,216千円
国庫支出金	49,672千円
村債	70,800千円
県支出金	92,732千円

依存財源

地方交付税	555,744千円
-------	-----------

合計 806,164千円 (57.7%)



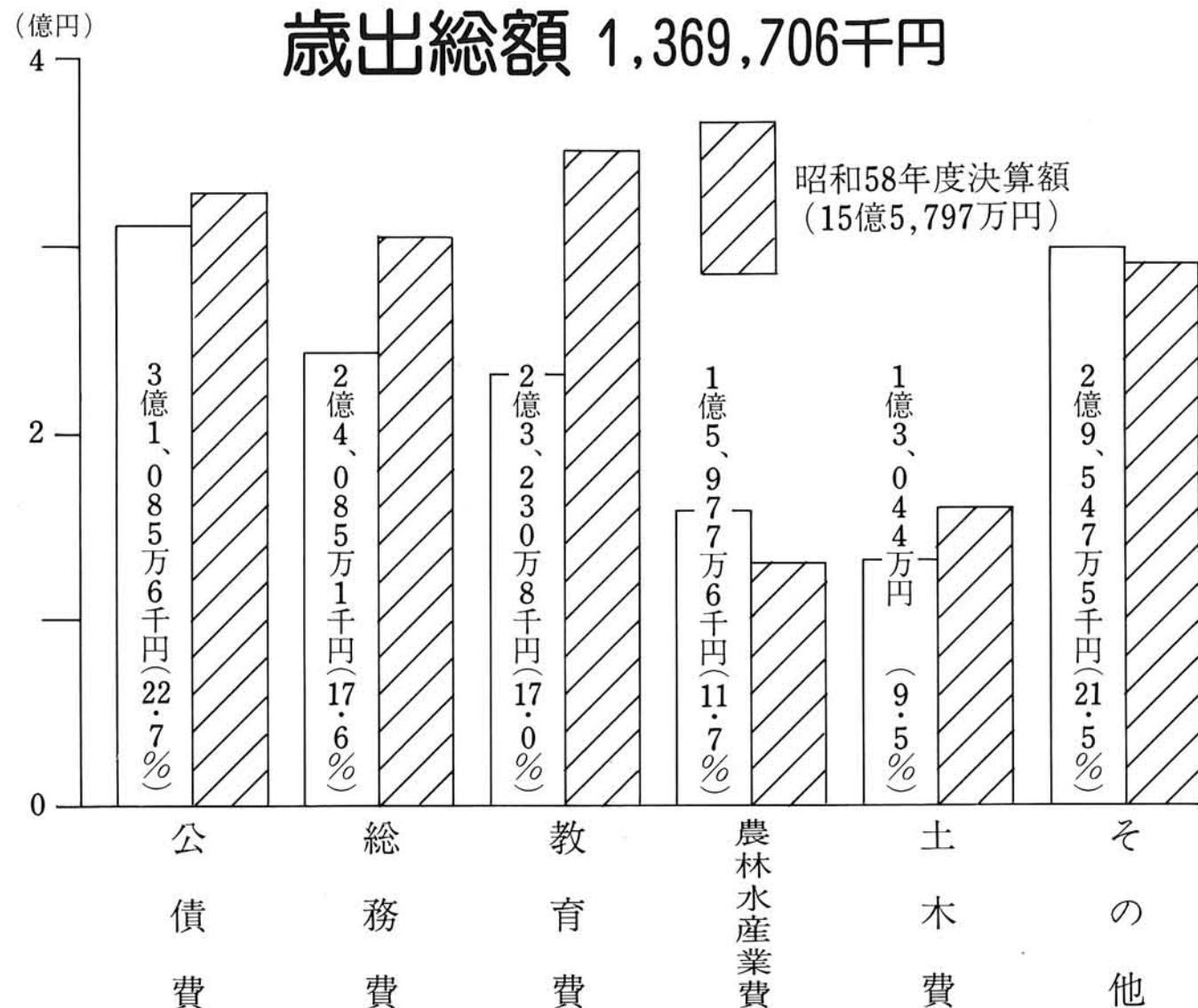
去る九月定例村議会において、昭和五十九年度一般会計、国民健康保険特別会計並びに老人保健特別会計の決算が認定されました。

一般会計歳入総額は一三億九、八二六万八千円となり前年度に比べ一五・二%減少し、歳出総額においては一三億六、九七〇万六千円、二二・一%減少いたしました。

した。この結果一、八五六万二千円を翌年度へ繰り越すことができました。

国民健康保険、老人保健各特別会計においても一、五五四万九千円、三六三万四千円とそれぞれ黒字となり翌年度へ繰り越しました。

以下その内容についてお知らせいたします。



止まります 待ちます 車のきれるまで!

あぶないよ あるきながらのふざけっこ

農地は昔から多くの人が苦勞して築き上げてきた大切な資源です。この農地を有効に利用し農業生産を高めることは食糧の確保と農業者の生活経済の向上とともに、自然と生産を通じての農村地域づくりのうえからも重要な役割を担っています。

ところが近年の高度経済成長以降の著しい工業化や、生活環境の変化に伴い農地の転用が増加して農地の荒廃、地力の低下が目立ってきています。

優良農地を守るため農地法では農地の転用について県知事、または農林水産大臣の許可が必要になっています。このため自分の土地だからと勝手に転用はできません。この許可を受けない無断転用をすることはまわりの人々に大きな迷惑をかけることとなります。

勿論、無断転用には厳しい罰則（最高三年以下の懲役、百万円以下の罰金、原状復元等）もあり違法行為であるため早期にこうした芽をつみ、地域の農地を守っていかなければなりません。

そこで「農地を守り有効利用する運動」を全国で進めている農業委員会、系統組織ではその重要な柱の一つとして、無断転用をなく

!!農地等の無断転用は法律違反!!
農地の転用は許可が必要です

す!!運動に取り組んでいます。特に十月を「農地無断転用防止対策強化月間」として現地巡回点検等を重点的に実施することになりましたので皆さんの御協力をお願い致します。

なお転用許可申請の手続きには複雑な部分（分筆、農振地域、土地改良区域、農年関係等）や添付書類（更正図、位置図、土地登記簿謄本、住民票、意見書、承諾書、資金証明書、建物等の設計図等）も必要ですので最寄の農業委員または農業委員会に相談をして、円滑な手続きを図って下さい。

社会を明るくする運動実施委員会では、「明るい村づくりをしましょう」をスローガンとして七月に区長さんを通じて村民の皆さんに募金をお願いいたしました。皆さんの御協力により、好成績をあげることができ総額二十五万六千円余の募金をいただきました。

集まりました募金は、青少年の非行防止、社会を明るくする運動、非行少年の更生等に使用させていただきます。

「愛の協力運動募金」
御協力ありがとうございました

赤い羽根共同募金運動が十月一日から全国一斉に実施されます。私達の手で明るい住みよい社会を築くため、身体の不自由な人や身寄りのないお年寄りなどお気の毒な方々のために暖かい思いやりを「赤い羽根たすけあい」に、今年もまたお寄せくださいますようお願いいたします。

今年度も運動期間中、例年のとおり部落区長さんを通じて、お願いにあがりますので、その節はよろしくご協力ください。



御協力を!
赤い羽根共同募金

赤い羽根共同募金運動が十月一日から全国一斉に実施されます。私達の手で明るい住みよい社会を築くため、身体の不自由な人や身寄りのないお年寄りなどお気の毒な方々のために暖かい思いやりを「赤い羽根たすけあい」に、今年もまたお寄せくださいますようお願いいたします。

今年度も運動期間中、例年のとおり部落区長さんを通じて、お願いにあがりますので、その節はよろしくご協力ください。



輪の友情を広げよう
読者リレー

稲と私

われら仲間シリーズ(29)

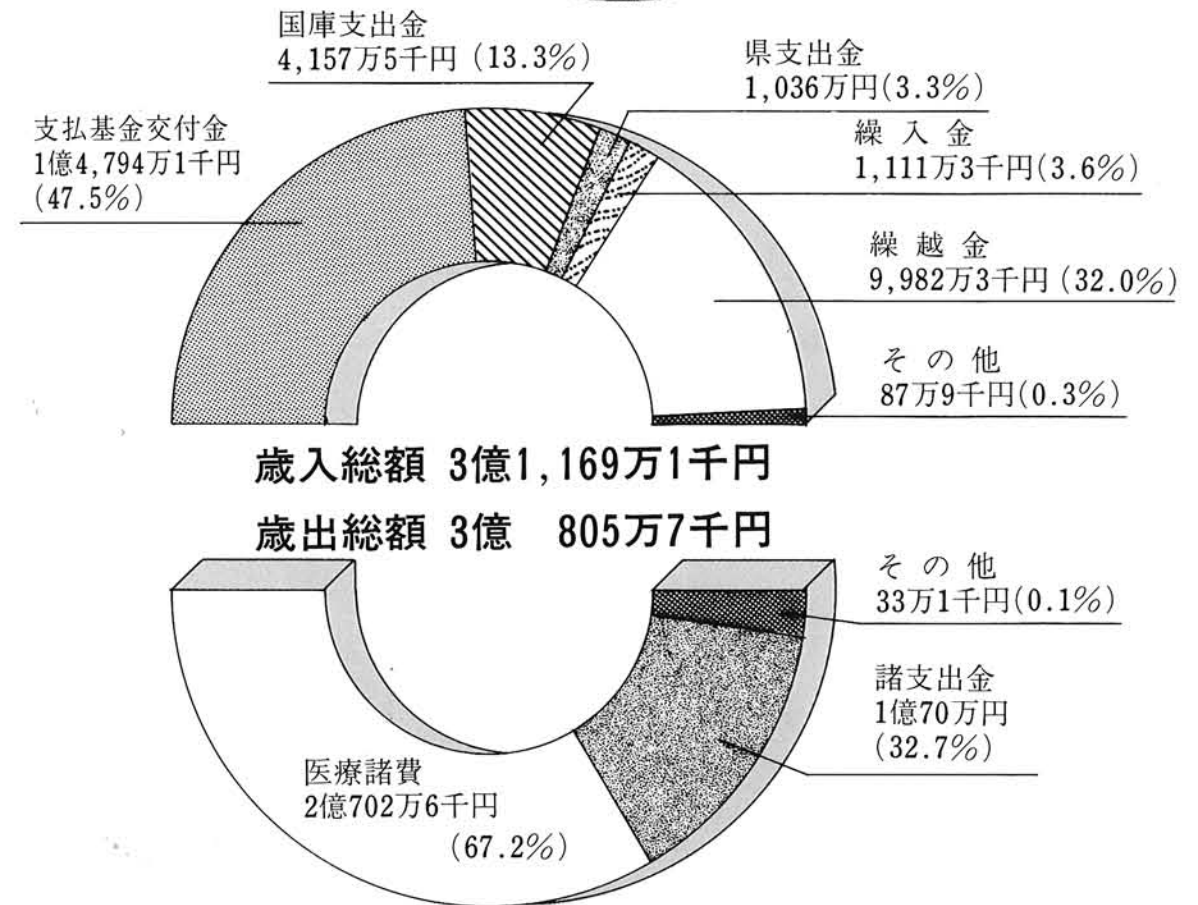
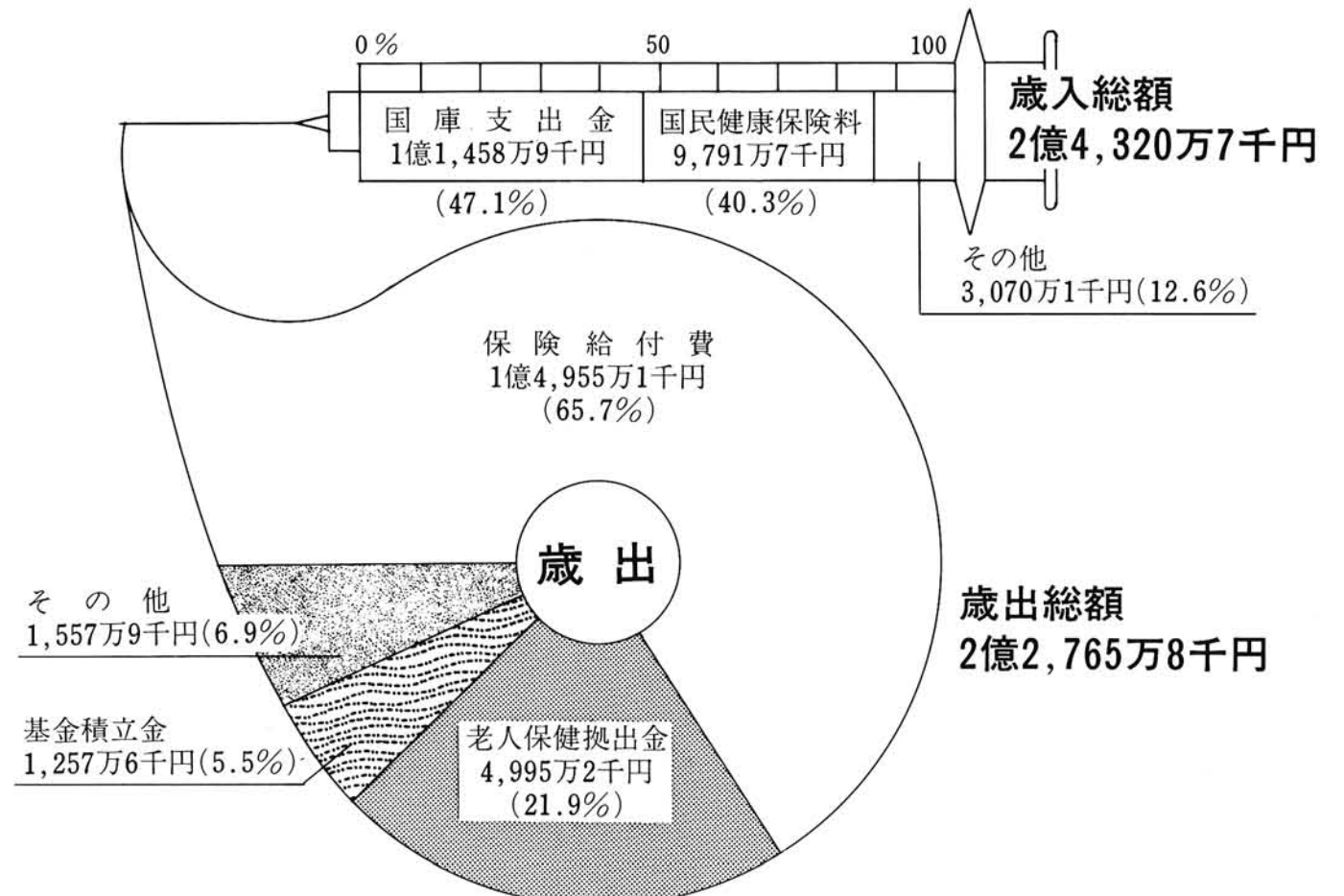
小林 竹基さん(城之丘)

私は、一ヘクタール未満の田を作る小さな農家である。転作で大豆、レンコン、野菜を少し作っている。昨年まで手植をしていた田植を、今年から機械植にした。農協から苗を買い機械を借りての田植作業だから稲の作り方はまったくわからないといって良い。農協に行つて聞いて、稲作情報を読んだり、また人に聞いたりで田に行く回数も自然と増える。今年も天候が

さて刈取りとなったが収穫はいま一つ。しかたがないやうだ。今年のこの作業経験を来年のたたきだいにしようと思つても、近い将来、田の少ない農家は規模拡大した農家に吸収されて行くのではないだろうか。できれば自分の食べる米だけでも自分で作りたいと私は思っている。

次は、日野浦の山田重男さんを紹介いたします。

国民健康保険特別会計



老人保健特別会計

☆ ワシマ ☆

敬老会



村長室の黒板から 和島村長 吉澤 啓

八月十九日 出県、若野浦圃場整備につき所管課長に陳情
 二十二日 村と県共催の「ふれあい村づくり世代交流会」開催。作況調査で三島町へ
 二十四日 郡町村職員球技大会が出雲崎町で行われ、村は前年同様卓球の部で準優勝
 二十五日 早朝村民親子野球開会式

二十六日 郡町村長研修に先行し良寛修行の地玉島円通寺を訪れ住職代理からお話をきく
 二十七―二十九日 郡町村長研修で島根県へ
 九月二日 両高坂谷両区長から六十二年一月合併の申出あり
 六日 出雲崎カントリー竣工式。消防、清掃両組合の管理者会議。県道路維持課長管内巡視

七―十日 県土木三団体役員研修に参加し北海道へ
 十一日 三島郡県議定数現行確保の為町村会議長会合同陳情
 十二日 水道企業団議会議
 十三日 理研電器(株)新工場竣工式が福祉センターで挙行政
 十五日 敬老の日、福祉センターで敬老会を開催する
 十八日 九月定例会を招集し予算補正、決算案等提案

☆ スポット ☆

「ふれあいの村づくり」世代間交流会'85開催

八月二十二日、総合福祉センターを主会場として、「福祉」「地域社会」・「世代間相互」の理解を深めるとともに、地域における今後の福祉活動への住民参加を促進することを目的に婦人・老人による越路町の「みのわの里」、出雲崎町の「やすらぎの里」の施設見学や奉仕活動、中学生による村内の施設・名所めぐり。また、婦人による村に伝わる料理の伝承など約百二十人の参加を得て行われました。

▲ 参加者全員による意見交換会



▲ 1人暮らしの老人を招いての昼食会



▲ 村長あいさつ



▲ 越路町「みのわの里」で草取り

篤志に感謝
 高橋ウイノ(中沢)さんから、社会福祉に役立てて欲しいと三千五百五十五円のご寄附をいただきました。
 ここに厚くお礼申し上げます。



話し合う家庭に育つ明るい子

笑顔の家庭に良い子が育つ

お知らせ広場

改正されます国民年金 〜次の世代のために〜

今は年金なんて全く知らない子供達が、二十年后には成人して働き始めます。そうするとイヤでも年金の保険料を払う立場になり、それから四十年ぐらい保険料を払い続けることになり

その時に、「こんな高い負担じゃないやだ」とか保険料負担を投げ出すことになったら大変です。実は、今の年金制度のままですと、年金をもらう側の人のほうがずっと楽な生活になるような状況になることも十分に有り得るのです。

これを改め、年金をもらう側と、それを支える側のバランスがちゃんととれるようにすれば保険料を負担するのに納得がいくでしょう。又、これが年金制度にとって一番大事なことです。

今、団塊の世代と言われる三十代半ばの人達の年金を支えるのが、幼稚園児達、さらにはその園児の子供の世代です。そういった人達が納得できるように年金制度にするために、六十一

年金移動相談所開設

長岡社会保険事務所係官による年金移動相談所を開設いたします。

お気軽に相談下さい。

日時 十月二十五日(金)
午前10時から午後3時まで

場所 和島村総合福祉センター

相談事項 国民年金、厚生年金、その他年金全般について

児童手当支払

十月九日は、児童手当の支払日です。指定金融機関の口座へ次のとおり振り込みます。

支給期間 昭和六十年六月分から昭和六十年九月分まで

支給額 支給対象児童一人につき月額五千円(村民税の課税が均等割以下の方は、七千円)です。

特例給付該当者は、支給対象児童一人につき月額五千円です。

!!戦没者等の遺族に 特別弔慰金が 支給されます!!

このたびの法律改正により、昭和六十年四月一日に、同一の戦没者に関し、公務扶助料、遺族年金等の支給を受けている者がいない戦没者の遺族に、特別弔慰金として額面三十万円、十年償還の国債が支給されます。

この特別弔慰金を受けるには、請求書の提出が必要で

また昭和六十三年六月十三日までに請求書を提出しないと受給できなくなります。

詳しいことは、役場住民課または、新潟県民生部援護高齢福祉課(新潟市新光町四の一、電話新潟0252-8515511内線25345)へ照会して下さい。

作 業 停 電

10月16日(水)
午後1時～4時
北野、荒巻の一部
根小屋の全部
(与板連絡線1号～末端)

10月21日(月)
午前9時～正午
上桐の一部
黒坂の全部
(桐原線1号～34号、上桐線1号～末端、黒坂線1号～末端)

10月の心配ごと相談

日時…5日、15日、25日
午前9時から午後3時まで
(5日は正午まで)

場所…福祉センター老人室

内容…生活相談・医療相談・家事相談
児童相談・年金・身障相談・職業相談・その他なんでも

おかあさん わすれちゃダメだよ!

—保健衛生行事—(10月)

月	日	曜	種 目	対 象	時 間	場 所
10	3	木	リハビリ訓練	希望者	午後1時半～4時	福祉センター
	4	金	ポリオ予防接種	個人通知のあった幼児	午後1時半～2時受付	"
	8	火	乳児検診	S59年10月、11月、S60年2月、3月、6月、7月生まれ乳児	午後1時半～3時	"
	14	月	貧血教室(1)	希望者	午前9時～12時	"
	16	水	インフル・一般	申込された保育園・幼稚園児	午後1時半～2時	"
	17	木	母親学級前期	通知のあった妊婦	午後1時～4時	"
	24	木	貧血教室(2)	第1回受講者	午前9時～午後3時	"
	25	金	三種混合③	個人通知のあった幼児	午後1時半～2時	"



生後六〜七カ月の 神経芽細胞腫(小児がん) 検査始まる

小児がんの一種である神経芽細胞腫を早期発見するために十月一日から尿による検査が実施されます。

神経芽細胞腫とは——赤ちゃんのおなかの中にできるがんの中で、一番多いがんですが(二万人に一人)一歳位までに発見して治療すれば大部分治す事ができます。

どんな検査?——神経芽細胞腫がある大きさ以上になるとVMA(カテコールアミン)という物質を尿中に排泄するようになるため、VMAの増加があるかないかを検査して病気の有無を調べるものです。腫瘍が小さく尿に排泄されるVMAの量が少ない時は発見することができないこと。神経芽細胞腫のうち二十％はVMAを尿中に排泄しないため、この検査ですべての神経芽細胞腫を発見できるものではありませんが、これ以外の早期発見方法はありませんので、ぜひ受けておきたいものです。

※対象児一六十年四月一日以後

検査始まる

に出生した乳児で保護者が希望する者

※検査時期一時期が早すぎると腫瘍が小さくて発見しにくく、遅すぎると腫瘍が大きくなりすぎるため、生後六カ月〜七カ月の間に検査をします。

※採尿方法や採尿器具の配布尿中の微量物質を調べるため尿を取る一日前から食事制限等注意が必要ですが、役場の乳児検診受診時に保

健康が説明いたします。又同時に採尿器具も配布いたします。

※検査尿の提出一保護者が検査機関へ直接郵送する。

※その他一尿のとり方の不備や食事の影響で疑陽性(異常が出やすい検査)ですので、検査の指示が出た場合は、心配せずに指示通り再度尿を提出して下さい。

行政相談週間の実施

行政相談制度について広く国民の理解と認識を深め、利用を促進し、制度の一層の発展と行政の民主的な運営をすることを目的として実施されます。

○実施期間

十月十三日(日)から十月十九日(土)まで

和島村では次により相談日を開設いたします。お気軽においでください。

期日 十月十五日(火)午前10時～午後3時

場所 和島村総合福祉センター

